

不審の徴即座于平十二日委員等親辭大嶋玄守編(受付)合  
 本事業の開始日 二月末より 特別留置の個人監督及びJ改營業

- 十一、 労働者 八名
- 十、 労働者 八名 二月二十八日
- 九、 労働者 八名 二月二十三日
- 八、 労働者 八名
- 七、 労働者 八名
- 六、 労働者 八名
- 五、 労働者 八名
- 四、 労働者 八名
- 三、 労働者 八名
- 二、 労働者 八名
- 一、 労働者 八名

合資會社 労働者 八名

法人 協調會 福岡出張所

法人 協調會 福岡出張所

資會社となし、事業刷新營業能率増進上従業員の固定給料  
 を歩合制に変更したる爲従業員は之を以て給料値下なりと  
 して反對を稱へ遂に一月二十三日要求書提出(翌)二十四日午  
 前七時より罷業を決行す。

十二、 要求事項

- 1、 給料は歩合制度撤廢從來通りとす。  
 運轉手(六名) 最低三十五圓より最高六十五圓  
 サービス係(一名) 四十五圓  
 車掌(五名) 拾八圓
- 2、 昇給二ヶ年に付一回五圓以上昇給すること
- 3、 皆勤手當として三ヶ月皆勤者五圓、六ヶ月皆勤者十圓、  
 一ヶ年皆勤者二十圓の賞與支給のこと
- 4、 自動車に因る事故費は會社の負擔とすること
- 5、 會社の都合に依り解雇したる場合は給料三ヶ月以上支給